清掃センター受入ごみの項目取扱一覧

事業所ごみ　　事業系一般廃棄物に限る

項　目	備　　考	種子島清掃センター・中種子清掃センター
可燃物 粗大ごみ	○事業系一般廃棄物に分類されるものに限り受入可能です。 ○有料：50kgまで260円（50kg超は、10kg増すごとに50円加算）	カーボン紙 写真 ちり紙 感熱紙 紙コップ 油紙 コーティングや箔押しされた紙など、リサイクルできない紙 ペットボトルキャップ 従業員が購入・消費した弁当がら、シュレッダくず　オムツ（使用済） 他 生ごみ　食べ残し　茶殻　他 木製品（テーブル、椅子・棚）布団・毛布
資源物その他	アルミ・スチール缶 ペットボトル ビ　ン　類 白色トレイ	**資源**　従業員が購入・消費した後に事業所内で排出したもの POINT！ 清涼飲料、しょうゆ、酒類などのペットボトル ①キャップ、ラベルをはがす ②中をすすぐ ③水切りをする NG！ ・ペットボトルに異物を入れない ・潰さない 有料：50kgまで260円 （50kg超は10kg増すごとに50円加算） POINT！　納豆の容器などの白色トレイ ①必ず洗浄する②シール・ラベルをはがす 汚れが落ちないものは『可燃ごみ』
	古　　紙	POINT！　種類ごとに分別し、種子島クリーン産業へ直接搬入！ 段ボール　新聞チラシ　OA用紙雑誌　ミックスペーパー ※個人情報書類を持込む場合は事前に届出が必要になります。
	POINT！・必ず分別していただき、リサイクル可能な物のみ受入れ可能です。	
	発泡スチロール 廃　食　油 乾電池類 蛍光管・体温計 ガ　ス缶　類	✖ 受入できません ↓ 産業廃棄物に該当
	POINT！・プラスチック製品は事業活動を伴うものは産業廃棄物のプラスチック類に分類。 ・電池・蛍光灯・電球は産業廃棄物の金属くずとガラスくずの混合物に分類。 ※水銀使用製品は産業廃棄物に該当する。	

草・竹・剪定枝	事業系一般廃棄物に分類されるものに限り受入可能です。	
	少量（ごみ袋2,3袋程度）であれば可燃物として有料で受入可能。なお、焼却炉投入口の大きさの関係で60ｃｍ以内にカットして搬入をお願いします。	

◎事業活動を伴うとすべて産業廃棄物です。『事業活動を伴うとは』民間の工場、商店、ビルなどの営利目的の事業活動に伴って排出されるものだけではなく公共の事業活動に伴って排出されるものも含まれます。

産業廃棄物	繊維くず	天然繊維（綿・ウール羊毛・絹・麻など） ※建設業、繊維業などの業種から発生する古布（繊維くず）は産業廃棄物です。	
	廃プラスチック類	ラップ類、トレー、発泡スチロール、緩衝材類、ビニール、プラスチック製品、CD・DVD、オムツ（未使用）、ボールペン、プラハンガー、ホース、化学繊維の作業着・制服など	
	金属くず	刃物類、スプレー缶、金具類、一斗缶、脚立、傘、資源化できない缶（菓子缶等） ブリキ、トタン　他	
	ガラス・陶器類	コップ等のガラス類、陶磁器類、蛍光灯・電球　他	
	その他の産業廃棄物	机、椅子、ロッカー類（木製品を除くもの・物品賃貸業に係る廃木製品）	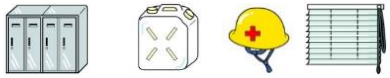
		廃油、がれき類、汚泥、廃酸、 廃アルカリ、ゴムくず（天然）、燃えがら他	
家電製品	家電リサイクル法で定められている4品目 ①エアコン ②冷蔵（冷凍）庫 ③テレビ ④洗濯機、衣類乾燥機	新旧製品の販売業者への引取依頼や産業廃棄物処理業者への委託、自ら指定取引場所へ運搬するなど、適正処理してください。	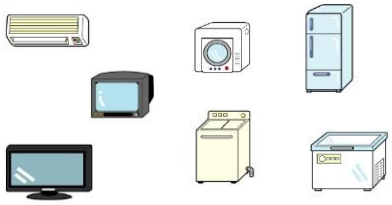
	上記以外の家電製品（パソコン、掃除機、携帯電話など）	産業廃棄物処理業者へ委託するか、販売店やメーカーにお問い合わせください。家電製品を市の処理施設へ搬入することはできません。	

問い合わせ窓口一覧

◇　搬入品目について　◇

■事業所のごみの出し方、ごみ・資源物の持込みに関すること

西之表市役所　市民生活課　　TEL:0997-22-1111(代)

中種子町役場　福祉環境課　　TEL:0997-27-1111(代)

■事業系一般廃棄物の搬入許可に関すること

種子島地区広域事務組合　　TEL:0997-24-3933